

提供年月日	令和5年10月4日
担当部課	健康福祉部 こども課
担当者	浅田・西村
連絡先電話番号	077-587-6052

野洲第三保育園の移転及び運営に関する市の方針について

野洲第三保育園は昭和57年（1982年）に建築され、建築から40年以上が経過しているため、老朽化が進み、改築の必要があります。また、運営主体についても、令和4年4月に策定した「幼稚園・保育所施設整備等実施計画」及び「野洲市行財政改革推進プラン」の方針に基づき、施設整備及び運営に関して市財政的に有利な民間事業者による運営について検討してまいりました。

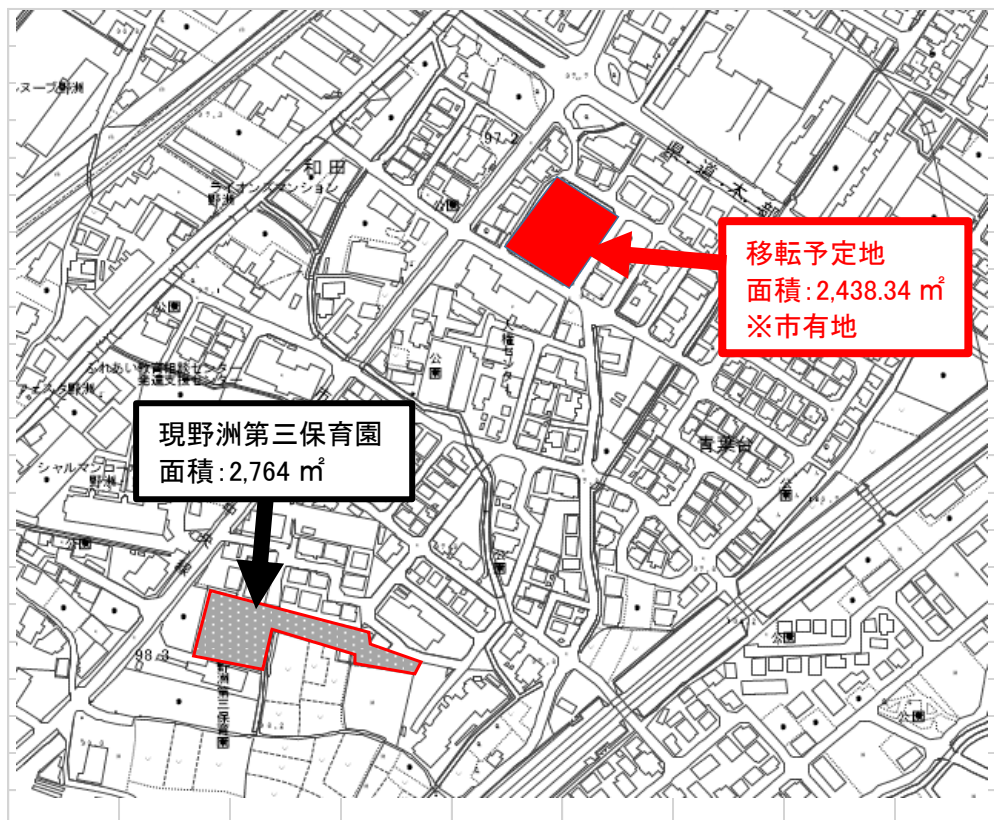
改築については、現敷地は現地建替するには狭隘で変形な土地であることから、移転して整備することとし、移転予定地を検討してまいりました。その結果、現在地に比較的近いこと、整形地で保育園整備に適していること、また、市有地であるため速やかな事業実施が可能であること等から、下記の場所を移転予定地とする方針といたしました。なお、当該地への移転については、地元自治会等と協議を行い、市の方針についてご理解いただいたところです。

また、施設整備及び園運営において市財政的に有利な民間法人で移転整備を行うことについても検討を行い、民営化に伴う課題整理とその解決方法について市の考え方を園保護者の皆様へご説明を行ったところです。

市としては、上記のことを踏まえ、民間事業者による移転整備を行う方針とし、今後、必要な手続き等に移行していくこととしましたので下記のとおり報告します。

1. 移転予定地

- (1) 予定地 野洲市小篠原1780-7（人権センター向かい側の「子どもの広場」）
- (2) 位置図



2. 民間法人による運営に関する検討結果について

【検討事項】

園児、保護者、地域の方々の不安や課題解消の観点から下記について検討を行った。

- ①野洲第三保育園の伝統や優れた取組みなどの継承
- ②地域、保護者及び市行政との連携・協働
- ③保育の安心・安全の確保
- ④園児の保育引継ぎ
- ⑤民営化に伴う不安感の解消

【検討結果】

- ①民間法人募集において、野洲第三保育園が取り組んできた人権保育などの取組みを継承することを要件とすることで、継承は可能である。また、それに加え民間法人からの提案により、民間法人ならではの特色ある保育が期待できる。
- ②法人、地域、保護者を含めた協議の場を設定することで、連携・協働が可能である。
- ③法制度等に基づき、適切な指導助言を行い、保育の安心・安全を確保していく。
- ④紙面による園児の保育引継ぎを行うだけでなく、移管前年度に民間法人に現園の保育内容を見てもらうことにより、実際の子どもの姿や、それぞれの子どもの個性等を共通認識してもらい、適切に引継ぎを行う。
- ⑤上記①～④の取組みに加え、民営化後も一定期間市の保育士が巡回などを行い、移管後の保育状況も確認することで、不安の解消に努める。

3. 市の方針について

上記1及び2の内容を踏まえ、移転予定地は「野洲市小篠原1780-7」の「子どもの広場」とし、民間法人による移転整備を進めていくこととします。移転民営化の時期については、現在のところ、令和8年4月を想定しておりますが、事業の進捗状況によっては後年度にずれ込む可能性もあります。

なお、令和8年4月に移転民営化となる場合、現在園児のうち、0歳児から2歳児のクラスの園児に影響があると考えておりますので、今後、事業を進めるにあたっては、保護者の皆様への情報提供等は適宜適切に行ってまいります。

4. 今後の予定について

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 令和5年度 | 幼稚園・保育所施設整備等実施計画の改定
事業者公募及び選定 |
| 令和7年度 | 移転整備 |
| 令和8年度 | 開園 |

※上記予定は現時点でのものであり、進捗状況により変更になる場合があります。